

○議長(岩田博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

以上で質疑を終ります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、討論を省略し、委員長報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君より、本会では委員会審査報告により可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

御異議ナレと認めます。

よって議案第九十六号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

先ほど追加日程となりました議案第九十七号については、この際先議いたしましたことを思います。御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

御異議ナレと認めます。

よって議案第九十七号を先議することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

追加日程第一議案第九十七号財産の取得についてを議題と

いたします。

本会については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君)

御指名をいただきましたので、議案第九十七号について審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

去る九月十八日の委員会においては、審査に入ったところで理事者より議案について予定価格のただし書き削除について訂正発言があり、委員会としては本案審査は削除方について本会議で承認を受けた後に審査を進めるべきであるとの発言があり、又、理事者より説明として、予定価格内には土地代と補償料が含まれてゐるものであり、この点については東京都を通じて自治省に照会したところ、土地そのものの価格と補償料、その他含めたものが取得費となるとの解釈をとつてゐるのであるので、そのようにしたとの発言がありました後、委員会としては本案の審査は中止として委員会を開会しました。

なお、本案は本会期、中結論をつけないと行政執行上問題が発生するものと判断したため、去る九月二十六日本会議で議案訂正が承認されました後委員会を開催いたしました。

その審議概要といたしましては、委員より予定価格中の土地そのものの価格について、本議案と結論づけた後の手続について、移転する方もあるが、移転する場合、新たな道路をつくりとらう話があるかどうか。図書館の駐車場についてはど

のように考えてゐるが、買収した土地を完全な空地とするのは何月ごろかとの

質疑がありまして、これに対して理事者より、土地そのものの価格は一平方メートル当たり五万七千六百四十二円である。その後の手続は、現在仮契約ができてお

り、本議案及び予算の議決を得れば本契約となる。地主並びに建物所有者、居住者とも関連するすべて解決してゐる。道路を一本予定しており、その道路は国

鉄官舎の間を抜けて五日市街道に抜けるものである。又、駐車場については図書館周辺には、市民会館の反対側の土地を借り上げて駐車場とすべく、目下交渉

中である。買収した土地は完全な空地とすることは十月三十一日ごろで交渉を進めてゐるが、多少ずれ込んで十一月半ばにできるとの答弁がありました後、採決いたしましたところ、

全員異議なく本案を原案どおり同意することに決定した次第でございます。

何とぞご当委員会決定どおり御賛同賜りますようお願いを申し上げます。審査報告にあらせていただきます。

○議長(岩田博君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾 栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、討論を省略し、委員会報告により同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君より、本会では委員会審査報告により同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は委員

会審査報告のとおり同意されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十二陳情第四号福生リトル及びシニア野球場の

設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告願

います。

(総務委員長 森田 治男君登壇)

○総務委員長(森田 治男君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました陳情

第四号の審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件は、去る六月定例会で当委員会に付託され、以後六月十六日、七月二十七日、九月十八日と三回審査を行う結論を得たものでございます。

審査の概要につきましては、去る六月十六日には、委員会開会冒頭現地視察を行

い実情を把握後審査に入りました。

委員からは、陳情者が現在使用しているのは西武不動産の土地であり、取り上げら

れた場合を心配し、陳情を出されたものと思うが、市の将来に対する考え方はどうか。昭島、秋川、東大和に専用球場があるかどうか。又、正式にグラウンドとは何と指しているのか等の質疑がありました。これについて理事者からは、土地は西武不動産のもので、いままで福東町会へ借りて

盆踊りや野球大会を行つたようだが、ふだんは使つてゐるので、リトル野球協会にも練習用に使わせてもらつたといふことより、教育委員会から文書で西武不動産に申し入れた結果、十二月まで使えるようにしたものである。この土地については防衛施設庁に売却されるものであるが、防衛施設庁に売却されたり市で借り上げて市民のスポーツ施設として使えるかと考へてゐる。又、専用球場としては府中の基地の中に持つてゐるが、昭島、稲城、東大和は軟式と兼用、秋川は河川敷で一般野球と兼用と持つてゐる。さらに「正式」といふ点については、リトルリーグ等でのグラウンドの規格を言つてゐると思ふとの発言があり、その後、委員より五日市線上流の急な部分で、現在畑として耕作してゐる場所を整備してグラウンドにできなければ、検討してはどうかとの発言があり、当委員会としては本件を継続といたしたものでござります。

その後、七月二十七日の委員会において、前回発言のあつた五日市線上流の改正箇につき調査したに、建設省で新規堤防築造の計画があり、利用は不可能である。又、「正式」といふ点についてはリトルリーグ等のグラウンドの規格と思ふとの発言があり、その後、委員より陳情内容と理事長の説明とをニューアンスの違ひがあるといふ、その点

陳情者といふに聞かぬやうだが。又、「正式」といふ字句について明らかに文面上検討する余地があるのではなかつたかといふことより、この件について委員長に一任され、なお本件を継続としたわけでありませう。

その後、九月定例会初日に陳情者より内容変更願ひが出され承認されました。

これを受けて、去る九月十八日の委員会でも審査をいたしましたところ、委員より、本件は変更願ひが出されてゐる。内容的にも問題もなかつたことであるが、陳情者が安んじ、練習に励めるよう採択すべきであるとの意見が出され、全員異議なく本陳情書を採択すべきものと決定した次第でござります。

何とぞ当委員会決定により採択くださいますようお願い申し上げ、審査報告にあらせていただきます。

○議長(岩田 博吉) 以上で委員長の審査報告が終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議ナシ」といふ者あり)

○議長(岩田 博吉) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

陳情第四号に對する委員會の報告は採択と決定であります。
本件は委員會報告により決することにより御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議ナレと認めます。 ようて陳情第四号は委員會報告により採択と決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十三陳情第五号熊川武蔵野會館名称変更に関し、陳情書と議題といたします。

本件について、厚生委員會に審査を付託してありますので、委員長より報告願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名がありましたので、陳情第五号の審査報告をさす。

(陳情、審査報告書) 引添参照

本件の審査は、九月十九日及び九月二十日の二日間、おこなわれ、次第一、あります。

まず九月十九日の委員會においては、冒頭委員會の要望によりて福東町会との會館管理上の委託契約書は理事者より提出されました。次いで質疑、意見に入りました。

その概要を申し上げます。

名称変更として行政上何ら差支わりがないか、ということについては、理事者側から以前からの経過として、昭和五十二年十一月十二日のまつま園の使用期間延長の説明会に福東町会又武蔵野第二町会の幹部も見えていたが、その席上、會館の名称変更の要望が出され、中例として付条例改正し、と発言している。その後、昭和五十二年六月二十六日には、第二地区地の説明会を開いたが、その際にも、この會館の名称変更をお願いしたい、ということや、第二地区地の関係で要望があったが、中例として付会館は福東町会に管理委託をしていただく、名称は変わっても特に事、預けに支障はないとの答弁があり、さらに、その点について委員より再確認の発言があり、理事者側は、五十二年の會館の委託契約更新の際には玉川台町会、武蔵野第二町会、付會館管理委託もあつたに付、手し、ということに付、たいさうつであり、その点から考えても名称も変更し、と思ふとの答弁がありました。その後、福東町会

と委託契約を結んでゐるが、他の町会でも使用できるのか、又、その場合使用料について、
日福東町会と他の町会との差があるのか、と云ふことについては、委託契約とは別に
福東町会と会館の運営規約を決めてゐるが、その中には会館使用料については明記
されてゐない。しかし、実際には福東町会で使用する場合は無料と云つてゐるかもしれ
ないが、他の町会が使用する場合には冷暖房費や電気料等の実費負担と云ふこ
とで徴収してゐるものと思う。

次に、現在行政指導上から武蔵野第二町会の世帯数は大分少なくなつてゐる。
ハヤ世帯から三ハ世帯と云つてゐるが、町会においては何世帯以上を認めることにして
ゐるのか、と云ふことについては、武蔵野第二町会の世帯数は七十七世帯の登録数に上つて
ゐる。町会としての基準の点で町会と連帯と云ふことや行政連絡員等の関係から
ある程度の組織的區域等と云ふこともあり、現在その基準要綱等につき検討してゐる。
又、本陳情について、武蔵野第二町会幹部は知つてゐるのか、と云ふことについては、昭和
五十二年十一月の組みだの説明会の席上で名称変更の件が出されたときに福東町会
や武蔵野第二町会の会長もいたが、別に名称変更について反対はしなかつた。さらに委
員から説明会の際福東町会と武蔵野第二町会の幹部は入つてゐた、と云ふことである。

採択もいふと思うが、やはり後々問題が起るおそれもあるし、又地域でいふ、と云ふことも考
えてゐると思うし、本日ここで結論を出すわけは陳情者が不利益をこうむると云ふもの
でもないので継続として慎重に審査されたことの発言はされ、委員会としては継続す
ることに決定し、議長もあつて審査報告書を提出した次第であります。

ところが、後日組みだ地の問題に関連しての協定書の問題が大きくクローズアップさ
れ、理事者からも委員会開催の申し入れがありましたので、急遽委員会を開催した
次第であります。

それでは急遽開催された九月二十二日の委員会の審査概要について申し上げます。

委員会開会、一番、委員から、去る九月十九日に継続との委員会の結論を得てゐる
のに何ゆゑ本日委員会を開かなければならぬのか、と云ふことで、理事者の発言を求め
ました。それによると、本陳情の名称変更の件で第二地区地の関係が大きく影響を
受けてゐる。第二地区地については去る四月に開始する考へであり、それには本年十月
には工事着手工の運びに付らぬ、と云ふ間に合つた状況にある。そこで、この点を踏めるために
福東町会長と初め各町会役員との協議を行い、その中で協定書を作成した、それ
に関連して、東京都に出す書類の扱ひで周辺住民の同意書を添付する必要があり、

せうは詰まつた状況に入つてゐたわけである。協定の中には何件か要望が出されるが、その中に名称変更の件も入つてゐる。その名称については財政を伴つてゐるものである。その点について前回の委員会で説明が不足し、迷惑をかけたことをおわびするとともに、丁度不燃物の公共性を考え、ぜひとも今会期中に結論をつけてゐた方がいいものであるとの説明がなされました。その後委員から、前の委員会でこのような事態が起きてゐるといふ発言も全くなつたことから、委員会として慎重に扱うための継続としたが、新たにこのような事態が発生したことからして、十九日の審査報告書を取り下げて、新たに陳情第五号につき結論を出すことで意見の一致を見たのであります。そして、さきの審査報告書を取り下げることに決定し、引き続き審査を進め、その概要を申し上げてみます。

名称変更をした場合に入ります。関連してゐた町会との問題は起つてゐない。又、協定中で、いふやうな要望が出されてゐるというが、その中の名称変更の件は解決すれば地元との話し合ひがスムーズにいくものかどうかについては、他の町会については何ら支障はない。又地元の要望については、名称以外の問題について町会の内諾を得ており何ら支障はないと答弁がありました。さらに、この点について名称変更の点が解決できれば、この

この問題についても支障となるものは残つてゐないのかと、このことで確認の発言があり、これについて円満に解決できると思ふとの答弁があった後、さらに委員から要望として、当初に第二地区地に関連しての名称変更について説明が行われていなければ、いふやうな問題が起つてゐたわけであり、このように混乱したのは理事者側に責任があるので反省願ひたい。又昭和五十二年十一月ごろに出つた問題をぜひここで陳情として出さなければならぬのだ。この理事者側の提案としてやらなければ、この点について十分今後注意を願ひたいとの発言がありました後、本件について採決した結果、全員一致をもって採決することに決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定により御賛同賜りますようお願い申し上げます。陳情

第五号に対する審査報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。
本件は委員会報告により決することに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議ナレと認めます。 よって陳情第五号は委員会報告により採択と決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十四陳情第七号熊川車楽園下の坂名称に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設委員長 高坂 忠君登壇)

○建設委員長(高坂 忠君) 御指名でございますので、ただいま議題となりました陳情第七号につきまして、審査の内容を簡単に御報告申し上げます。

(陳情審査報告書) 別添参照

すべに御承知のとおり通称車楽園の坂の下も改修されたことから、関係者が

らこの坂の名称を「ほたる坂」にしてくださうというものであります。委員の中から、今後は行政側と協議して措置願ったとの意見もありました。

当委員会といたしましては全員一致で採択すべきものと決定した次第であります。簡単にでございますが、当委員会の審査報告にさえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

陳情第七号に対する委員会の報告は採択と決定であります。
本件は委員会報告により採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議ナレと認めます。 よって陳情第七号は委員会報告により採択と決定いたしました。

議九十七 陳四 陳五 陳七 議百二 議九十四 議九十五 議九十六 訂正

○議長(岩田 博君) 日程第十五議案第百二号一般消費税の新設に反対する決議と議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

(十七番 関 米吉君登壇)

○十七番(関 米吉君) 御指名をいただきまして議案第百二号に対する説明を行わせていただきます。

御承知のとおり四十八年秋以来の長期にわたる経済不況は、国民生活はもとより特に中小商工業者の経営難をかつてなく増大させておりますことは周知のとおりでございます。このような時期に、政府の諮問機関である税制調査会は、去る九月十二日、一般消費税新設に関する具体案を政府に答申し、これを受けて政府は、この新税を五十四年度から実施しようとする準備を進めております。もし、この一般消費税が実施されると生活必需品を初めあらゆる商品やサービスに課税され、それは物価に上積みされていきよりも物価の高騰を招き、市民生活を圧迫することは火を見るよりも明らかでございます。さらに、この新税について問題とすべき点は、本来税負担は公正を回したの収入に応じて課税する累進課税であるべきなのに、商品やサービスに課税し、目に

見え、間接税のからくりを利用して、富裕者も生活困窮者も区別なく同じ税金を取り上げようという逆累進課税であるということとあります。又税制調査会の答申においては、税の基本となるべき税率をけりきりさせておりました。一つの税制を組み立てるとき、その必要とする財源を定めののに、基準となるべき税率を明確にせず、ただ単に税率については単一税率とし、導入時年度の税制改正時に検討するとして、この点も大きな問題点でございます。

このような観点から、市民生活の安定を回すため、一般消費税新設に絶対反対いたしました。お手元に御配付のとおり御決議をお願いいたします。提案申し上げた次第でございます。

議員各位の御理解をいただき全員賛成をもって本決議案を御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑は終わります。

期 一 二 三 四 五 六 日 月 年 議九十七 陳四 陳五 陳七 議百二 議九十四 議九十五 議九十六 訂正 陳八 陳九 閉会中 特定事件 延誤調査